

○新旧対照表方式による条例等の一部改正に関し、手法について定めている文書について

「栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）」で定めています。内容は、

- ① 栃木県ホームページのトップページ（通常版）において、「栃木県例規集」のワードで検索
- ② 栃木県例規集のページで、「体系目次」をクリックし、「第1編 総務」の中の「栃木県文書等取扱規程」を選択いただくとご覧になれます。

なお、この栃木県文書等取扱規程において新旧対照表方式の手法が規定されたのは、平成29年12月28日  
公布の「栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令（平成29年栃木県訓令第4号）」によるものです。

この訓令の内容は、同様に、

- ① 栃木県ホームページのトップページ（通常版）において、「栃木県公報」のワードで検索
- ② 栃木県公報のページで、平成29年の「12月分」をクリックし、「号外56号（12月28日）」を選択いただくとご覧になれます。